

個人情報保護条例の一部改正における「要配慮個人情報」の取扱について

はじめに

厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正につきましては、昨年8月に個人情報保護審査会の皆様に御意見をいただき、市民参加条例に基づく市民参加手続や庁内の審議を経た後、平成30年厚木市議会第1回会議に提案し、平成30年3月20日に改正条例を施行いたしました。また、この改正に伴い、規則も改正いたしました。

条例【参考資料 1-1】 新旧対照表【参考資料 1-2】

規則【参考資料 2-2】 新旧対照表【参考資料 2-2】

1 要配慮個人情報について

(1) 要配慮個人情報とは

今回の改正により、①人種及び民族、②思想、信条及び宗教、③犯罪歴、④社会的差別の原因となる事項に加え、⑤病歴、⑥犯罪により被害を被った事実、⑦～⑪その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として新たに定義し、個人情報を取り扱うファイルの一覧にその旨を明示することとなりました。

要配慮個人情報として取り扱う 11 項目

- ① 人種 ② 信条 ③ 犯罪の経歴 ④ 社会的身分 ⑤ 病歴
- ⑥ 犯罪により害を被った事実
- ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)があること。
- ⑧ 健康診断その他の検査の結果 ⑨ 保健指導、診療及び調剤情報
- ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑪ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(2) 実施機関が情報を取り扱うに当たって

要配慮個人情報については、①法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は②個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認めるときを除き、その取扱いが制限されています。（条例第7条関係）

なお、改正条例の附則におきまして、「条例の施行の際、現に実施機関が保有している要配慮個人情報についての改正後の条例第7条ただし書の規定の適用については、施行後遅滞なく審査会の意見を聴くこと」と規定しています。

個人情報保護条例第7条の抜粋

（取扱いの制限）

第7条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

2 要配慮個人情報の取扱いに係る諮問、答申について

今回の条例改正以前から、現に実施機関が保有している要配慮個人情報については、改正条例の施行後、遅滞なく審査会の意見を聴くことと規定していますので、実施機関から、既に取り扱っている要配慮個人情報の取扱いについての諮問を受け、審査会として答申する必要があります。

要配慮個人情報とは【参考資料3】

3 審査会に意見を伺う必要がある要配慮個人情報一覧について

既に実施機関が取り扱っている要配慮個人情報について、事務の名称、取り扱う要配慮個人情報の項目及び目的等を記載した一覧を作成しました。

このうち法令等に基づかないで要配慮個人情報の取扱いがある事務については、審査会に意見を伺う必要があるため、上記の一覧から、審査会に意見を伺う必要がある要配慮個人情報を取り扱っている情報のみを抽出しました。

個人情報取扱事務	1,703 事務	
要配慮個人情報の取扱いがある事務	221 事務	
このうち法令等に基づかないで要配慮個人情報の取扱いがある事務	90 事務	

既に実施機関が取り扱っている要配慮個人情報一覧【参考資料4】

審査会に意見を伺う必要がある要配慮個人情報一覧【資料1】

4 その他

- (1) 今回の審査で、要配慮個人情報の取扱いを承認した事項等については、今後、類型化を行い、同様の取扱いに該当するものについては審査会への諮問を不要とすることも検討します。
- (2) 今回の審査は、改正条例の施行（平成30年3月20日）までに取扱いを開始している既存の要配慮個人情報に限ることとし、それ以降に取扱いを開始する新規の要配慮個人情報のうち、類型化した内容に該当しない場合は、条例第7条に基づき、従前のおり、審査会で審議をすることとなります。

○ 知事 類型答申の整理及び新設

【共通】

番号	類型	類型の細区分	取り扱う要配慮個人情報項目
類 1	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により要配慮個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	○全ての項目
類 2	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を取り扱う場合		○全ての項目
類 3	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の次の項目に係る要配慮個人情報に関する手続 ①犯罪の経歴、②刑事事件に関する手続、③少年の保護事件に関する手続		○犯罪の経歴 ○刑事事件に関する手続 ○少年の保護事件に関する手続
類 4	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された要配慮個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合		○全ての項目
類 5	政党名、会派名、議員等の政治理念等「信条」（宗教を除く。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		○信条（宗教を除く。）
類 6	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため「信条」（宗教に限る。）に係る要配慮個人情報を取り扱う場合		○信条（宗教に限る。）
類 7	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①信条(宗教に限る。)、②病歴、③心身の機能の障害、④健康診断等の結果、⑤医師等による指導・診療・調剤		○信条(宗教に限る。) ○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
類 8	イベント、研修講座、講演会等を開催するに当たり、講師、参加者等の関係者に適切な配慮を行うため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤		○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
類 9	人選とその後の処遇に当たり、合理的範囲内で適性等を判断するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤		○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
類 10	特定の疾患、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、制度の対象となる要件等を確認するため次の項目に係る要配慮個人情報を取り扱う場合 ①病歴、②心身の機能の障害、③健康診断等の結果、④医師等による指導・診療・調剤		○病歴 ○心身の機能の障害 ○健康診断等の結果 ○医師等による指導・診療・調剤
類 11	事件・事故が発生し関係者に至急連絡・報告を行う必要がある場合であって、報告内容に要配慮個人情報を含めるとき。		○全ての項目
類 12	本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報収集する場合		○病歴 ○心身の機能の障害 ○医師等による指導・診療・調剤